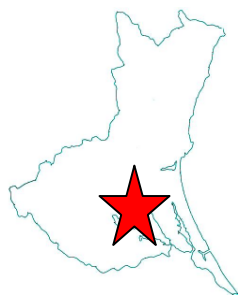


**「縁故募集」で社債購入を勧める
ダイレクトメールにご注意**

見知らぬ業者から社債購入を勧めるダイレクトメールが届き、前後して別の業者から「**その社債申込書を10万円で購入する**」という電話がかかってくる、いわゆる「劇場型」の投資トラブルにご注意下さい。

両者は共謀して社債の発行会社役と申込書の買い取り役を演じ、消費者の投資欲をあおりつつ、不安な消費者に対しては**居住地に限定した「縁故募集」**であると騙って信用させる巧妙な手口であると思われます。

社債に関する不審な郵便物や電話があった時には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)